

令和4年度事業用電気工作物立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署

立入検査の目的

電気工作物の保安については、電気事業法に基づき、電気工作物の設置者自身が保安責務を負い、保安規程を定め、遵守し、主任技術者を選任する等、自主保安体制により電気保安の万全を期すこととなっています。

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署管内（以下、「管内」という。）の電気事業の用に供する電気工作物（送・変・配電設備）の設置者に対して、電気事業法第107条に基づき、保安の実態を把握するとともに事故の未然防止等の目的として毎年立入検査を実施しています。その結果、法令違反又はそのおそれがある場合には、改善指導等を行うこととしています。

① 立入先別内訳について

- ・変電所 1件
 内訳 66kV 1件

- ・送電線路 2件
 内訳 275kV 1件、154kV 1件

- ・配電線路 1件

〔立入先選定理由〕

- ・経年劣化のおそれのある事業用電気工作物
- ・その他

② 戒告又は技術基準適合命令を行った設備及びその概要

- ・なし

② 指摘事項

- ・なし